

2 0 2 5 年 2 月 5 日
第 4 9 6 回理事会

職員給与規程、役員給与規程及び役員に対する勤勉手当の支給に関する規程の変更について

(案)

令和 6 年度の給与法改正に準じて、別紙のとおり、職員給与規程、役員給与規程及び役員に対する勤勉手当の支給に関する規程の変更を行う。

施行日：2 0 2 5 年 2 月 5 日

以 上

【添付資料】

別紙 1：職員給与規程 変更案 新旧対照表

別紙 2：役員給与規程 変更案 新旧対照表

別紙 3：役員に対する勤勉手当の支給に関する規程 変更案 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 平成 2 7 年 7 月 1 5 日変更 平成 2 7 年 9 月 2 日変更 平成 2 8 年 3 月 2 3 日変更 平成 2 9 年 2 月 1 5 日変更 平成 2 9 年 4 月 1 日変更 平成 2 9 年 5 月 1 2 日変更 平成 3 0 年 2 月 7 日変更 2 0 1 9 年 1 月 2 4 日変更 2 0 2 0 年 1 月 2 2 日変更 2 0 2 1 年 2 月 1 7 日変更 2 0 2 1 年 1 1 月 4 日変更 2 0 2 2 年 4 月 2 7 日変更 2 0 2 2 年 1 2 月 2 1 日変更 2 0 2 3 年 1 月 2 5 日変更 2 0 2 3 年 1 2 月 2 0 日変更 2 0 2 4 年 2 月 1 日変更 2 0 2 4 年 3 月 1 日変更	平成 2 7 年 4 月 1 日施行 平成 2 7 年 7 月 1 5 日変更 平成 2 7 年 9 月 2 日変更 平成 2 8 年 3 月 2 3 日変更 平成 2 9 年 2 月 1 5 日変更 平成 2 9 年 4 月 1 日変更 平成 2 9 年 5 月 1 2 日変更 平成 3 0 年 2 月 7 日変更 2 0 1 9 年 1 月 2 4 日変更 2 0 2 0 年 1 月 2 2 日変更 2 0 2 1 年 2 月 1 7 日変更 2 0 2 1 年 1 1 月 4 日変更 2 0 2 2 年 4 月 2 7 日変更 2 0 2 2 年 1 2 月 2 1 日変更 2 0 2 3 年 1 月 2 5 日変更 2 0 2 3 年 1 2 月 2 0 日変更 2 0 2 4 年 2 月 1 日変更 2 0 2 4 年 3 月 1 日変更 <u>2 0 2 5 年 2 月 5 日変更</u>
第 1 条～第 1 2 条 （略）	第 1 条～第 1 2 条 （略）
（通勤手当） 第 1 3 条 通勤のため交通機関を利用する職員（交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満である職員を除く。）には、時間、距離及び運賃等の実情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路により算出される金額を通勤手当として支給する。ただし、1 ヶ月あたり <u>5 5, 0 0 0</u> 円を限度とする。	（通勤手当） 第 1 3 条 通勤のため交通機関を利用する職員（交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満である職員を除く。）には、時間、距離及び運賃等の実情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路により算出される金額を通勤手当として支給する。ただし、1 ヶ月あたり <u>1 5 0, 0 0 0</u> 円を限度とする。
第 1 4 条～第 2 3 条 （略）	第 1 4 条～第 2 3 条 （略）
（勤勉手当） 第 2 4 条 勤勉手当は、6 月 3 0 日及び 1 2 月 1 0 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。 2 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して次項各号に掲げる区分に応じて支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）した職員についても同様とする。ただし、第 2 2 条第 2 項各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。 3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前 1 ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあっては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表 3 に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第 4 条別表 2 の適用を受ける職員については、別表 4 に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額	（勤勉手当） 第 2 4 条 勤勉手当は、6 月 3 0 日及び 1 2 月 1 0 日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。 2 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して次項各号に掲げる区分に応じて支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）した職員についても同様とする。ただし、第 2 2 条第 2 項各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。 3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前 1 ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあっては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表 3 に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第 4 条別表 2 の適用を受ける職員については、別表 4 に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額

変 更 前（変更点に下線）					変 更 後（変更点に下線）				
に <u>1 0 0 分の 1 0 2. 5</u> （第4条別表2の適用を受ける職員を除く。）を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。					に <u>1 0 0 分の 1 0 5</u> （第4条別表2の適用を受ける職員を除く。）を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。				
一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）が特に優秀である職員 <u>1 0 0 分の 1 2 1. 5 以上 1 0 0 分の 2 0 5 以下</u>					一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）が特に優秀である職員 <u>1 0 0 分の 1 2 4 以上 1 0 0 分の 3 1 5 以下</u>				
二 直近の評定が優秀である職員 <u>1 0 0 分の 1 1 0 以上 1 0 0 分の 1 2 1. 5 未満</u>					二 直近の評定が優秀である職員 <u>1 0 0 分の 1 1 2. 5 以上 1 0 0 分の 1 2 4 未満</u>				
三 直近の評定が良好である職員 <u>1 0 0 分の 9 8. 5</u>					三 直近の評定が良好である職員 <u>1 0 0 分の 1 0 1</u>				
四 直近の評定が良好でない職員 <u>1 0 0 分の 9 0 以下</u>					四 直近の評定が良好でない職員 <u>1 0 0 分の 9 2. 5 以下</u>				
第25条・第26条 （略）					第25条・第26条 （略）				
附則 （略）					附則 （略）				
<u>附則</u> <u>（新設）</u>					<u>附則（2025年2月5日）</u> <u>（施行期日）</u>				
					<u>第1条 この規程は、2025年2月5日から施行し、2024年4月1日に遡って適用する。</u>				
					<u>（勤勉手当に関する特例）</u>				
					<u>第2条 2024年6月に支給する勤勉手当に関する第22条第3項の規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。</u>				
					一 柱書 「100分の105」とあるのは「100分の102. 5」と読み替える。				
					二 第1号 「100分の124以上100分の315以下」とあるのは「100分の121. 5以上100分の205以下」と読み替える。				
					三 第2号 「100分の112. 5以上100分の124未満」とあるのは「100分の110以上100分の121. 5未満」と読み替える。				
					四 第3号 「100分の101」とあるのは「100分の98. 5」と読み替える。				
					五 第4号 「100分の92. 5以下」とあるのは「100分の90以下」と読み替える。				
					<u>2 2024年12月に支給する勤勉手当に関する第22条第3項の規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。</u>				
					一 柱書 「100分の105」とあるのは「100分の107. 5」と読み替える。				
					二 第1号 「100分の124以上100分の315以下」とあるのは「100分の126. 5以上100分の215以下」と読み替える。				
					三 第2号 「100分の112. 5以上100分の124未満」とあるのは「100分の115以上100分の126. 5未満」と読み替える。				
					四 第3号 「100分の101」とあるのは「100分の103. 5」と読み替える。				
					五 第4号 「100分の92. 5以下」とあるのは「100分の95以下」と読み替える。				
別表1 本給表（一）					別表1 本給表（一）				
職務の級	1級	2級	3級	4級	職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	本給	本給	本給	本給	号俸	本給	本給	本給	本給
1	<u>208,000 円</u>	<u>240,900 円</u>	<u>271,600 円</u>	<u>305,000 円</u>	1	<u>230,000 円</u>	<u>261,300 円</u>	<u>287,300 円</u>	<u>317,400 円</u>
2	<u>209,700</u>	<u>242,400</u>	<u>273,200</u>	<u>306,600</u>	2	<u>231,500</u>	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>318,700</u>
3	<u>211,400</u>	<u>243,800</u>	<u>274,700</u>	<u>308,200</u>	3	<u>233,000</u>	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>320,000</u>
4	<u>212,900</u>	<u>245,200</u>	<u>276,300</u>	<u>309,800</u>	4	<u>234,500</u>	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>321,300</u>

変 更 前（変更点に下線）					変 更 後（変更点に下線）				
5	<u>214,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,800</u>	<u>312,000</u>	5	<u>236,000</u>	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>323,100</u>
6	<u>216,200</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	<u>314,200</u>	6	<u>237,500</u>	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>324,900</u>
7	<u>217,900</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>316,200</u>	7	<u>239,000</u>	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>326,600</u>
8	<u>219,600</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	<u>318,200</u>	8	<u>240,500</u>	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>328,300</u>
9	<u>221,100</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>320,200</u>	9	<u>242,000</u>	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>330,000</u>
10	<u>222,600</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>322,100</u>	10	<u>243,400</u>	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>331,700</u>
11	<u>224,100</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>324,000</u>	11	<u>244,800</u>	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>333,400</u>
12	<u>225,600</u>	<u>225,600</u>	<u>290,300</u>	<u>325,900</u>	12	<u>246,200</u>	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>335,000</u>
13	<u>226,800</u>	<u>226,800</u>	<u>292,100</u>	<u>327,900</u>	13	<u>247,400</u>	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>336,700</u>
14	<u>228,200</u>	<u>228,200</u>	<u>293,700</u>	<u>329,800</u>	14	<u>248,600</u>	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>338,400</u>
15	<u>229,600</u>	<u>229,600</u>	<u>295,100</u>	<u>331,700</u>	15	<u>249,800</u>	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>340,000</u>
16	<u>231,000</u>	<u>231,000</u>	<u>296,500</u>	<u>333,400</u>	16	<u>251,000</u>	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>341,500</u>
17	<u>232,400</u>	<u>232,400</u>	<u>298,000</u>	<u>335,400</u>	17	<u>252,100</u>	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>343,100</u>
18	<u>234,000</u>	<u>234,000</u>	<u>300,000</u>	<u>337,400</u>	18	<u>253,200</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>344,700</u>
19	<u>235,500</u>	<u>235,500</u>	<u>302,000</u>	<u>339,300</u>	19	<u>254,300</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>346,200</u>
20	<u>236,900</u>	<u>236,900</u>	<u>303,800</u>	<u>340,700</u>	20	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>347,600</u>

※この表は、別表２の適用者以外の職員に適用する。

別表 2

本給表（二）

職務の級	資格給	査定給			
		特に優秀	優秀	良好	良好でない
5 級	<u>300,000 円</u>	<u>82,600 円</u>	<u>72,600 円</u>	<u>62,600 円</u>	<u>52,600 円</u>
6 級	<u>330,000</u>	<u>111,200</u>	<u>96,200</u>	<u>81,200</u>	<u>66,200</u>
7 級	<u>360,000</u>	<u>151,500</u>	<u>131,500</u>	<u>111,500</u>	<u>91,500</u>
8 級	<u>400,000</u>	<u>181,400</u>	<u>151,400</u>	<u>121,400</u>	<u>91,400</u>

※この表の適用者の本給月額は、資格給と査定給の合計で構成される。

査定給については、業績評価及び能力評価に基づき 4 段階の中から決定。

別表 3（略）

別表 4

職務の級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5 級	<u>1,481 千円</u>	<u>1,370 千円</u>	<u>1,255 千円</u>	<u>1,141 千円</u>
6 級	<u>1,825</u>	<u>1,653</u>	<u>1,481</u>	<u>1,314</u>
7 級	<u>2,280</u>	<u>2,052</u>	<u>1,825</u>	<u>1,597</u>
8 級	<u>2,850</u>	<u>2,563</u>	<u>2,280</u>	<u>1,997</u>

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき 4 段階の中から決定。

※この表は、別表２の適用者以外の職員に適用する。

別表 2

本給表（二）

職務の級	資格給	査定給			
		特に優秀	優秀	良好	良好でない
5 級	<u>300,000 円</u>	<u>90,500 円</u>	<u>80,500 円</u>	<u>70,500 円</u>	<u>60,500 円</u>
6 級	<u>330,000</u>	<u>116,500</u>	<u>101,500</u>	<u>86,500</u>	<u>71,500</u>
7 級	<u>360,000</u>	<u>157,100</u>	<u>137,100</u>	<u>117,100</u>	<u>97,100</u>
8 級	<u>400,000</u>	<u>187,300</u>	<u>157,300</u>	<u>127,300</u>	<u>97,300</u>

※この表の適用者の本給月額は、資格給と査定給の合計で構成される。

査定給については、業績評価及び能力評価に基づき4段階の中から決定。

別表 3（略）

別表 4

職務の級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5 級	<u>1,514 千円</u>	<u>1,401 千円</u>	<u>1,283 千円</u>	<u>1,167 千円</u>
6 級	<u>1,866</u>	<u>1,690</u>	<u>1,514</u>	<u>1,344</u>
7 級	<u>2,331</u>	<u>2,098</u>	<u>1,866</u>	<u>1,633</u>
8 級	<u>2,914</u>	<u>2,620</u>	<u>2,331</u>	<u>2,042</u>

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき 4 段階の中から決定。

変 更 前（変更点に下線）						変 更 後（変更点に下線）							
別表 5						別表 5							
扶養親族 (第 11 条第 2 項)	職務の級	適用年度(4 月～翌年 3 月)				扶養親族 (第 11 条第 2 項)	職務の級	適用年度(4 月～翌年 3 月)					
		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度以降			2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020～2024 年度	2025 年度	2026 年度
第 1 号	5 級以下	10, 000 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	第 1 号	5 級以下	10, 000 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	3, 000 円	支給しない
	6 級	10, 000 円	6, 500 円	3, 500 円	3, 500 円		6 級	10, 000 円	6, 500 円	3, 500 円	3, 500 円	支給しない	支給しない
	7 級以上	10, 000 円	6, 500 円	3, 500 円	支給しない		7 級以上	10, 000 円	6, 500 円	3, 500 円	支給しない	支給しない	支給しない
第 2 号	1 級～8 級	8, 000 円	10, 000 円	10, 000 円	10, 000 円	第 2 号	1 級～8 級	8, 000 円	10, 000 円	10, 000 円	10, 000 円	11, 500 円	13, 000 円
第 3 号～第 6 号	5 級以下	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	第 3 号～第 6 号	5 級以下	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円	6, 500 円
	6 級	6, 500 円	6, 500 円	3, 500 円	3, 500 円		6 級	6, 500 円	6, 500 円	3, 500 円	3, 500 円	3, 500 円	3, 500 円
	7 級以上	6, 500 円	6, 500 円	3, 500 円	支給しない		7 級以上	6, 500 円	6, 500 円	3, 500 円	支給しない	支給しない	支給しない

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成27年 5月 1日施行 平成27年 9月 2日変更 平成28年 3月23日変更 2021年 2月17日変更 2022年 4月27日変更 2023年12月20日変更 2024年 2月 1日変更	平成27年 5月 1日施行 平成27年 9月 2日変更 平成28年 3月23日変更 2021年 2月17日変更 2022年 4月27日変更 2023年12月20日変更 2024年 2月 1日変更 <u>2025年 2月 5日変更</u>
第1条～第2条 （略） （本給） 第3条 本給の月額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 理事長 <u>1, 154, 000円</u> 二 理事 <u>924, 000円</u> 2 理事長は、前項にかかわらず、職務実績等に応じ、前項各号の額を上限として、本給の月額を個別に定めることができる。 第4条～第9条 （略） （特別手当） 第10条 特別手当は、6月1日、及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する役員に対し、支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した役員についても同様とする。 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の65</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の65</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。 一 6か月 100分の100 二 5か月以上6か月未満 100分の80 三 3か月以上5か月未満 100分の60 四 3か月未満 100分の30 3 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して特別手当を支給するときは、特別手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、特別手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から特別手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない。 第11条 （略）	第1条～第2条 （略） （本給） 第3条 本給の月額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一 理事長 <u>1, 166, 700円</u> 二 理事 <u>934, 400円</u> 2 理事長は、前項にかかわらず、職務実績等に応じ、前項各号の額を上限として、本給の月額を個別に定めることができる。 第4条～第9条 （略） （特別手当） 第10条 特別手当は、6月1日、及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する役員に対し、支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した役員についても同様とする。 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の66.25</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の66.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。 一 6か月 100分の100 二 5か月以上6か月未満 100分の80 三 3か月以上5か月未満 100分の60 四 3か月未満 100分の30 3 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して特別手当を支給するときは、特別手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、特別手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から特別手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない。 第11条 （略）

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（非常勤役員手当） 第 1 2 条 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。 監事 2 2 0， 9 0 0 円 第 1 3 条 （略） 附則 （略） <u>附則</u> <u>（新設）</u>	（非常勤役員手当） 第 1 2 条 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。 監事 <u>2 2 3， 4 0 0 円</u> 第 1 3 条 （略） 附則 （略） <u>附則（ 2 0 2 5 年 2 月 5 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規程は、 2 0 2 5 年 2 月 5 日から施行し、 2 0 2 4 年 4 月 1 日に遡って適用する。</u> <u>（特別手当に関する特例）</u> <u>第 2 条 2 0 2 4 年 6 月に支給する特別手当に関する第 1 0 条第 2 項の規定については、同項中「 1 0 0 分の 6 6． 2 5」とあるのを「 1 0 0 分の 6 5」と読み替えて適用する。</u> <u>2． 2 0 2 4 年 1 2 月に支給する特別手当に関する第 1 0 条第 2 項の規定については、同項中「 1 0 0 分の 6 6． 2 5」とあるのを「 1 0 0 分の 6 7． 5」と読み替えて適用する。</u>

電力広域的運営推進機関 役員に対する勤勉手当の支給に関する規程 新旧対照表

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）												
平成27年4月1日施行 平成27年9月2日変更 平成28年3月23日変更 平成29年2月15日変更 平成30年2月7日変更 2018年12月5日変更 2019年12月4日変更 2020年12月2日変更 2023年2月1日変更 第1条 （略） （勤勉手当の額） 第2条 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。 一 6か月 100分の100 二 5か月以上6か月未満 100分の80 三 3か月以上5か月未満 100分の60 四 3か月未満 100分の30 2 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して勤勉手当を支給するときは、勤勉手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、勤勉手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から勤勉手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない 別表 勤勉手当の支給割合 <table><tr><td>優秀</td><td>100分の210以下 100分の112.5以上</td></tr><tr><td>良好</td><td>100分の99</td></tr><tr><td>良好でない</td><td>100分の90.5以下</td></tr></table> 第3条 （略）	優秀	100分の210以下 100分の112.5以上	良好	100分の99	良好でない	100分の90.5以下	平成27年4月1日施行 平成27年9月2日変更 平成28年3月23日変更 平成29年2月15日変更 平成30年2月7日変更 2018年12月5日変更 2019年12月4日変更 2020年12月2日変更 2023年2月1日変更 <u>2025年2月5日変更</u> 第1条 （略） （勤勉手当の額） 第2条 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。 一 6か月 100分の100 二 5か月以上6か月未満 100分の80 三 3か月以上5か月未満 100分の60 四 3か月未満 100分の30 2 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して勤勉手当を支給するときは、勤勉手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、勤勉手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から勤勉手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない 別表 勤勉手当の支給割合 <table><tr><td>優秀</td><td>100分の212.5以下 100分の113.75以上</td></tr><tr><td>良好</td><td>100分の100.25</td></tr><tr><td>良好でない</td><td>100分の91.75以下</td></tr></table> 第3条 （略）	優秀	100分の212.5以下 100分の113.75以上	良好	100分の100.25	良好でない	100分の91.75以下
優秀	100分の210以下 100分の112.5以上												
良好	100分の99												
良好でない	100分の90.5以下												
優秀	100分の212.5以下 100分の113.75以上												
良好	100分の100.25												
良好でない	100分の91.75以下												

附則
(略)

附則
(新設)

附則
(略)

附則（２０２５年２月５日）
（施行期日）

第１条 この規程は、２０２５年２月５日から施行し、２０２４年４月１日に遡って適用する。

（２０２４年度の支給額に関する特例）

第２条 ２０２４年６月に支給する勤勉手当に関する第２条第１項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

<u>優秀</u>	<u>１００分の２１０以下</u>
	<u>１００分の１１２．５以上</u>
<u>良好</u>	<u>１００分の９９</u>
<u>良好でない</u>	<u>１００分の９０．５以下</u>

２ ２０２４年１２月に支給する勤勉手当に関する第２条第１項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表（読み替え後）

<u>優秀</u>	<u>１００分の２１５以下</u>
	<u>１００分の１１５以上</u>
<u>良好</u>	<u>１００分の１０１．５</u>
<u>良好でない</u>	<u>１００分の９３以下</u>